

公益財団法人犯罪被害救援基金 奨学規程

平成 23 年 6 月 21 日 制定 規程第 5 号
平成 27 年 3 月 5 日 改正 規程第 15 号
平成 28 年 3 月 3 日 改正 規程第 16 号
平成 29 年 3 月 7 日 改正 規程第 17 号
平成 30 年 3 月 6 日 改正 規程第 20 号
平成 30 年 5 月 29 日 改正 規程第 22 号
令和 2 年 3 月 2 日 改正 規程第 24 号
令和 2 年 5 月 8 日 改正 規程第 30 号
令和 2 年 6 月 17 日 改正 規程第 32 号
令和 3 年 5 月 24 日 改正 規程第 39 号
令和 4 年 2 月 28 日 改正 規程第 43 号
令和 5 年 3 月 7 日 改正 規程第 48 号
令和 5 年 10 月 13 日 改正 規程第 50 号
令和 6 年 3 月 4 日 改正 規程第 53 号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人犯罪被害救援基金定款第4条第1項及び第46条第4項に基づき、奨学生の採用並びに奨学金及び学用品費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 この法人の定款第4条第1項第1号の事業の対象となる者（以下「奨学生」という。）は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第2条第3項に規定する犯罪被害者（同法第 6 条の規定により犯罪被害者等給付金の全部を支給されない場合を除く。）のうち、当該犯罪被害により死亡し若しくは同法施行規則別表で第 1 級から第 5 級までの等級に掲げる身体上の障害を受けた者若しくは国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成 28 年法律第 73 号）第2条第3項に規定する国外犯罪被害者（同法第 6 条の規定により国外犯罪被害弔慰金等を支給されない場合を除く。）又はこれらの者と同様の事情にあった者（以下「被害者」という。）の子、孫、弟妹等（当該犯罪被害発生の当時、当該被害者の収入によって生計を維持していなかった者及び日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。以下同じ。）で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第1条に規定する学校（幼稚園及び特別支援学校幼稚部を除く。）若しくは第 125 条に規定する専修学校のうち専門課程若しくは高等課程又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が大学の学部若しくは大学院（研究科）に相当する教育を行うものと認定した省庁大学校（学生の身分が国家公務員となり、学費はなく給与が支給される大学校を除く。）の課程に在学し、学資の支弁が困難と認められる者（義務教育を修了している場合は修学意欲を有し、かつ、素行上の問題がない者、義務教育を受けている場合は素行上の大きな問題がない者、にそれぞれ限る。）とする。

- 2 前項の規定は、外国の大学又は大学院への留学について準用する。
- 3 被害者の子、孫、弟妹等のうち、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する認可保育所、同法第 59 条の 2 の規定により都道府県知事に届け出ている認可外保育施設及び就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 25 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、同条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園並びに学校教育法に規定する幼稚園又は特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）に在所又は在園（以下「在園等」という。）する小学校入学前 3 年間の幼児であって、学資の支弁が困難と認められる者について、定款第 4 条第 1 項第 1 号の事業の対象とする。

（奨学生等の額及び給与始期等）

第 3 条 奨学生に給与する奨学生又は学用品費のうち月毎に給与するもの（以下「奨学生等」という。）の額は、次のとおりとする。

（1）大学、大学院、高等学校（特別支援学校を含む。）の専攻科、高等専門学校の 4 年以上の学年又は専修学校の専門課程に在学する奨学生 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額

ア 国立又は公立の学校に在学する者	月額	32,000 円
イ 私立の学校に在学する者	月額	37,000 円

（2）高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の 3 年以下の学年、専修学校の高等課程又は特別支援学校の高等部に在学する奨学生 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額

ア 一般	月額	19,000 円
イ 授業料等負担が特に重い場合	月額	25,000 円

（3）中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に在学する奨学生
月額 13,000 円

（4）小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する奨学生 月額 11,000 円

（5）幼稚園等に在園等する奨学生 月額 10,000 円

（6）外国の大学又は大学院に在学する奨学生 次に掲げる地域（国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）第 16 条から第 19 条に規定する地域）に応じ、それぞれ次に掲げる金額

指定都市	月額	100,000 円
甲 地 方	月額	60,000 円
乙 地 方	月額	50,000 円
丙 地 方	月額	40,000 円

2 奨学生に給与する奨学生又は学用品費のうち一時金として給与するものは、新たに入学・入園等した奨学生に対する一時金（以下「入学等準備一時金」という。）、災害により被災した奨学生に対する一時金（以下「修学継続支援一時金」という。）及び奨学生に対する緊急支援一時金（以下「緊急支援一時金」という。）とし、その支給対象及び支給額は、それぞれ次のとおりとする。

（1）入学等準備一時金の支給対象と支給額

ア 大学、大学院、専修学校の専門課程に入学した奨学生又は高等学校（特別支援学校を含む。）の専攻科、高等専門学校の 4 年生に進級した奨学生	200,000 円
---	-----------

イ 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程又は特別支援学校の高等部に入学した奨学生	50,000 円
---	----------

ウ 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に入学した奨学生	50,000 円
--	----------

エ 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に入学した奨学生	80,000 円
---------------------------------------	----------

オ 幼稚園等に入園若しくは入所した奨学生又は 4 月 1 日において保育施設に在所する 3 歳の奨学生	50,000 円
---	----------

カ 外国の大学又は大学院に入学した奨学生	300,000 円
----------------------	-----------

(2) 修学継続支援一時金の支給対象と支給額

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害により被災した奨学生若しくは放火若しくはもらい火による火災により被災した奨学生又は外国においてこれと同等の災害等により被災した奨学生で、以下のいずれかに該当する者に対し、医師の診断書又は公的機関発行の罹災証明書若しくはこれに準ずる外国の公的機関等の罹災を証明する書面が発行された対象災害等につき一度限りとして、修学継続支援一時金を支給する。

ア 1か月以上の治療を要する重傷を負った奨学生	一人につき	100,000円
イ 居住する家屋が全壊又は火事で全焼した奨学生	一人につき	100,000円
ウ 居住する家屋が大・中規模半壊又は火事で半焼した奨学生	一人につき	50,000円
エ 居住する家屋が半壊又は火事で部分焼けした奨学生	一人につき	30,000円

(3) 国内の社会経済情勢が著しく悪化したことによりすべての奨学生に対して緊急に経済的支援を行う必要があると認められる場合、理事長は、奨学生に対し緊急支援一時金を支給することができる。この場合において、理事長は、奨学生への緊急支援の必要性及び基金の財政状況等を総合的に勘案して、緊急支援一時金の支給対象及び支給額を決定するものとする。

- 3 奨学生に給与する奨学金又は学用品費の給与始期は、奨学生として採用された会計年度の当該年度開始の月（奨学生が、奨学生として採用された会計年度の当該年度開始の月の後に行われた犯罪行為によって被害を受けた被害者の子、孫、弟妹等である場合は、当該犯罪被害発生の月）とし、奨学金等の給与期間は、正規の最短修業期間とする。

(奨学生選考委員会の設置)

第4条 この法人に、定款第4条第1項第1号の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、5人以上8人以下の委員をもって組織する。
3 委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。ただし、第4条の3第1項（2）から（6）に規定する職指定の委員が人事異動となった場合、理事長は理事会の決議を経ることなくその後任者に委嘱し、委嘱後に開催される最初の理事会にこれを報告しなければならない。
4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2人を超えて含まれることとなってはならない。
5 委員のうち、委員のいずれか1人とその親族関係を有する者及びその他特殊の関係にある者の合計数は、委員現在数の3分の1を超えてはならない。

(選考委員会の任務)

第4条の2 選考委員会は、奨学生志望者が奨学規程第2条に規定する奨学生の資格を備えるか否かを審査し、奨学生を選考する。

- 2 選考委員会は、第3条第1項（2）に定める「ア 一般」及び「イ 授業料等負担が特に重い場合」のいずれに該当するかを審査する。

(選考委員会の構成等)

第4条の3 選考委員会は、奨学規程第4条の規定に基づいて委嘱された次の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者のうちから選出された者
(2) 警察庁長官房犯罪被害者等施策推進課長の職にある者
(3) 警察庁長官房参事官（犯罪被害者等施策担当）の職にある者

- (4) 警察庁刑事局捜査第一課長の職にある者
 - (5) 警視庁総務部企画課長の職にある者
 - (6) この法人の専務理事又は常務理事の職にある者
- 2 委員の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度終了後3か月以内に開催される定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 選考委員会の委員長は、警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長の職にある委員とする。
- 4 選考委員会の委員長は、選考委員会を代表して奨学生の選考結果を理事長に報告する。
- 5 選考委員会は、必要な都度、理事長が招集する。
- 6 選考委員会の議長は、委員長とする。ただし、委員長は、必要があれば、他の委員を議長に指名することができる。
- 7 選考委員会は、委員現在数の過半数の者が出席しなければ、会議を開き、決議することができない。
- 8 選考委員会の議事は、出席委員の過半数の決議をもって決する。
- 9 理事長は、必要があると認めるときは、選考委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員に賛否を求め、その回答が過半数を超えるものをもって前項の選考委員会の決議に代えることができる。

(奨学生願書等の提出)

第5条 奨学生志望者又は当該志望者の父母その他の事實上保護している者（以下「保護者」という。）は、奨学生志望者の在学・在園等証明書及び被害者の子、孫、弟妹等であることを証するに足りる書面を添えて、この法人あてに奨学生願書を提出するものとする。ただし、奨学生志望者が幼稚園等に在園等し又は小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校に在学する者である場合には、これらの書面の提出は、保護者が行うものとする。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を奨学生志望者又はその保護者に通知する。

2 第3条第1項（2）に定める「ア 一般」及び「イ 授業料等負担が特に重い場合」のいずれに該当するかの認定は、理事長が別に定めるところにより選考委員会の審査を経て理事長が決定し、その結果を奨学生又はその保護者に通知する。

(奨学金等の交付)

第7条 奨学金等は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2月分以上の奨学金等を合わせ交付することができる。

2 奨学金等の交付は、奨学生又は保護者に送金して行うものとする。

(在学・在園等証明書及び生活状況報告書の提出)

第8条 奨学生又は保護者は、毎年度当初、在学・在園等証明書及び生活状況報告書をこの法人あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学生又は保護者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨をこの法人に届け出なければならない。

(1) 入学、転学又は転園等したとき若しくは高等学校において全日制から通信制に変わったとき。

(2) 留年、休学、休園等、復学、復園等、退学、退園等又は長期欠席したとき。

(3) 退学、停学等の懲戒を受けたとき。

(4) 保護者に変更があったとき。

(5) 奨学生又は保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

2 前項の届出は、その届出に係る事項を証するに足りる書面を添えて行うものとする。

(奨学生等の給与の停止)

第10条 奨学生が休学又は休園等したときは、奨学生等の給与を停止する。

2 理事長は、奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められるときは、奨学生等の給与を停止することができる。

(奨学生等の給与の復活)

第11条 前条の規定により奨学生等の給与を停止された者が、その理由が止み、そのことを証するに足りる書面を添えて願い出たときは、奨学生等の給与を復活することができる。

(奨学生等の給与の廃止)

第12条 奨学生の修学意欲、生活状況等によりその者に引き続き奨学生等の給与を行うことが著しく適当でないと認められるときは、選考委員会の意見を徴して奨学生等の給与を廃止することができる。

(学業成績表等の提出)

第12条の2 理事長は、第10条第2項又は前条の規定に抵触し若しくはそのおそれがある事案を認知した場合には、対象の奨学生又はその保護者に対し、学業成績表及び生活状況報告書等の提出を求めることができる。

(奨学生等の給与の辞退)

第13条 奨学生又は保護者は、いつでも奨学生等の給与の辞退を申し出ることができる。

(死亡の届出)

第14条 奨学生が死亡したときは、父母、兄姉又はこれに代わる者は、直ちにその旨をこの法人に届け出なければならない。

(一時金の支給申請等)

第15条 入学等準備一時金は、この法人に対する入学等届又は在学・在園等証明書の提出をもって支給申請があつたものとみなす。

2 修学継続支援一時金の支給を受けようとする被災奨学生又はその保護者若しくは代理人は、被災した日から1年以内に、理事長が別に定める「修学継続支援一時金支給申請書」に必要な書面を添えて、この法人あてに申請するものとする。

(一時金の支給決定等)

第16条 一時金の支給は、業務執行理事及び理事長代行による審査を経て、理事長が決定する。

2 理事長は、前項の審査、決定を行うため必要があると認められるときは、申請者に対して説明又は書面等の

提出を求めることができる。

3 理事長は、申請者が前項の求めに応じないときは、一時金を支給しない決定を行うことができる。

(一時金の交付)

第 17 条 入学等準備一時金の交付は、第 3 条第 2 項に定める支給対象となった後初めての奨学生等の交付と同時にうものとする。

2 修学継続支援一時金の交付は、支給決定後速やかに行うものとする。

3 一時金の交付は、大学、大学院、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は専修学校の専門課程若しくは高等課程に在学する奨学生に対しては、奨学生又は保護者に送金して行うものとし、幼稚園等、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校に在学する奨学生に対しては、その保護者に送金して行うものとする。

(奨学生の指導等)

第 18 条 奨学生に対する生活の指導及び相談は、その者の学業成績、生活状況等に応ずる適切な方法により行うものとする。

(実施細目)

第 19 条 この規程の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

附則

1 この規程は、平成 23 年 6 月 22 日から施行する。

2 公益財団法人犯罪被害救援基金の奨学事業に関し、すでに処理された事務で、この規程に係るものについては、この規程によって処理されたものとみなす。

附則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 30 年 5 月 29 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和3年6月1日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 一部改正した第4条第3項但し書き規定は、前記施行日以降の人事異動について適用する。

附則

- 1 この規程の改正は、令和5年3月8日から施行する。
- 2 改正した第2条第1項の規定は、令和4年度第2回奨学生選考委員会に奨学生願書を提出した奨学生申請者についても適用する。

附則

この規程の改正は、令和5年10月16日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正規程が施行される前に第3条第1項（2）のイに該当していた奨学生については、同一学校の同一課程に在籍している間は、改正後の同号イに該当しているものとみなす。
- 3 改正後の第3条第2項（2）の規定は、令和5年1月1日以後に被災した奨学生について適用する。
- 4 前項の適用に当たっては、第15条第2項の「被災した日から1年以内」とあるのは、「被災した日から1年以内又は令和6年6月30日までの遅い日」と読み替えるものとする。